調達管理番号・案件名
26a00822_日本人材開発センタービジネスコース自立化に向けた情報収集・確認調査（国内業務）（QCBS-ランプサム型）

質問と回答は以下のとおりです。

2026年11月10日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2条（2）	第2条（2）の調査対象は、現在JICAが支援している7か国の日本センターとされていますが、すでにJICAの支援を終了した国（卒業国）の日本センターは対象外との理解でよろしいでしょうか。また、卒業国で自立化に関する調査・検証等が行われている場合、その結果や教訓を契約締結後にご共有いただくことは可能でしょうか。	卒業国の日本センターについては、本調査の対象外とのご理解で問題ございません。卒業国における自立化に関する調査・検証等の実績はありません。
2	9	第3条（2）及び別紙1 No.1	各日本センターの強みを特定する分析（各国のビジネス研修市場、受講者層、競合機関、既存コース等）にあたり、既存コースの内容、受講者実績、料金体系、講師構成等の基礎データは、契約締結後に貴機構または各日本センターからご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、公開済みの報告書以外に提供可能な資料・情報があれば、その範囲をご教示ください。	基礎データの提供については、ご理解のとおりです。それ以外の情報については、基本的には公開情報のみを参照するものとご理解ください。
3	9	第3条（4）	本調査で整備する講師リスト、マニュアル、契約書ひな形等の成果について、調査終了時点で各日本センターの「自立的かつ自律的」な運営にどの程度資するかを確認するための指標や目安を、貴機構として想定されている場合はご教示ください。	本調査で整備する講師リスト、マニュアル、契約書ひな形等の成果物については、現地で自立化に向けた取り組みを主導する各日本センターのJICA専門家及びJICA本部が確認し、実際の案件への適用可能性を検証することを想定しています。なお、定量的な指標は設定していませんが、各国事情の違いを踏まえつつも、過半数以上の日本センターで活用可能なフォーマットとなることを期待しています。
4	9	第3条（4）	「自立運営を見据えた設計」の検討にあたり、各日本センターの収支状況、人員構成等の運営に関する情報を、契約締結後にご共有いただくことは可能でしょうか。可能な場合は、その範囲をご教示ください。	収支状況については、本調査は日本センターの収支改善ではなく、各日本センターがコンサルタントに依存せずビジネスコース等を運営するための手法・ツールの整備を目的としているため、共有は想定していません。一方、人員構成については、各日本センターの実施体制やキャパシティを把握するために必要な範囲で、個人情報に配慮した上で共有する予定です。

5	9	第2条(1)、第3条(4)	第2条(1)「自立的かつ自律的に事業を企画・運営できる体制の構築」、第3条(4)「自立運営を見据えた設計」の検討にあたり、各日本センターの運営体制や収入構造(経営陣・マネジメント体制、センター運営に必要な機能、収入源、個人受講と法人研修の比率等)についても、本調査で整理することを想定されていますか。想定されている場合、特記仕様書のどの条項(例:第3条(4)「自立運営を見据えた設計」等)に基づき整理することを想定されているか、ご教示ください。	本調査では、各日本センターがコンサルタントに依存せずビジネスコース等を運営していくための手法・ツールの整備を目的としており、日本センター自体の運営体制や収入構造の分析・改革を行うことは想定していません。そのため、経営陣・マネジメント体制、収入源、受講者構成等の整理は調査対象として想定していません。
6	10	特記仕様書案第4条に記載の講師データベース、講師選定・契約手続に関する資料、本邦研修実施マニュアル等	成果品として求められる言語をご教示ください。報告書と同様に日本語・英語の両言語での作成を想定されていますでしょうか。また、ロシア語等、現地言語での成果品が求められるセンターがありますでしょうか。	特記仕様書に記載のとおり、成果品は日本語及び英語での作成を想定しています。なお、ロシア語を含むその他の言語による成果品の作成は想定しておらず機構から求めるものではありませんが、日本センターが自立的に活動するにあたって必要と判断されるのであれば、判断理由とともにご提案することは妨げません。
7	10	第4条(1)③	第4条(1)③で作成する講師リストについて、受注者の業務範囲は、候補者の情報収集・整理までとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、候補者への協力意向の確認までを想定されていますか。また、リストに掲載する講師候補の人数について目安があれば、ご教示ください。	協力意思のある方のリストを想定しています。人数については、既に講師として活躍されている方は除いて、30人程度を目安に考えております。
8	10	第4条(1)②	各日本センターの講師ニーズの把握について、対象の7か国(8センター)それぞれに対し、個別にヒアリング等を実施することを想定されていますか。また、「オンラインを通じた専門家からの聞き取り」の対象となる専門家には、日本人専門家に加え、各日本センターの現地スタッフ等の関係者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	各日本センターにはそれぞれJICA専門家がいるため、基本的には専門家に対して聞き取りを行っていただくことを想定しています。ただし、必要に応じて各日本センターの現地スタッフ等の関係者への聞き取りもあり得るとご理解ください。
9	10	第4条(1)②	各日本センターへのヒアリングにあたり、各センターへの協力依頼および日程調整は貴機構からご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、各センターの窓口担当者については、契約締結後にご共有いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	各センターへの協力依頼及び窓口担当者の紹介については、JICAにて対応します。
10	11	特記仕様書案第4条(2)⑤に記載のVJCC経営塾を対象とした本邦研修の試行実施(計4回)	各回の実施予定時期及び想定参加人数をご教示ください。	4月に2回、7-8月に2回実施予定ですが詳細は未定です。想定参加人数は各回30名です。
11	11	第4条(2)②	研修委託先・訪問先候補のリストは、全日本センター共通で活用できる標準リストとして作成することを想定されていますか。あるいは、センターごとのニーズに応じたリストの作成を想定されていますか。	基本は全日本センター共通で活用できる標準リストを想定しています。ただし、調査の過程で(特に各センターへのヒアリング調査の結果をうけて)個別のセンターに特化した訪問先の必要性が発生した場合は、一部個別にリストを作成いただく可能性はあります。
12	11	特記仕様書案「第4条 調査の内容」(1) ビジネスコース運営機能の強化 ④講師選定・契約手続の整理	「契約・派遣手続きへの伴走を行いつつ」との記載があります。これは、特定のセンターにて実際の契約・派遣手続きを試行するということでしょうか。それとも、既にいずれかのセンターにて日本もしくは第三国にいる日本人講師の契約・派遣手続きを行っている例があり、これを観察するということでしょうか。	前者を想定しています。すなわち、一部の日本センターにおいて実際に講師との契約・派遣手続きを試行し、その過程に伴走いただくことを想定しています。なお、伴走支援の対象とする日本センターについては、契約締結後にJICA及び各日本センターとの協議を踏まえて決定する予定です。

13	11	第4条(1)	第4条(1)②の講師ニーズの把握では、オンラインを通じた専門家からの聞き取りが主な手法とされていますが、各日本センターの既存のビジネスコースのプログラム構成(コース体系、講義内容等)についても、主にこの聞き取りを通じて把握するとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、各センターから既存のコース資料等をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結後に本部から資料の提供、および聞き取りを通じて把握頂くこととなります。
14	11	第4条(1)④	第4条(1)④に「契約・派遣手続きへの伴走を行いつつ」とありますが、③で発掘する講師候補は、各日本センターとの契約(招へい)を前提として発掘するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、伴走の対象とする招へい件数の目安があれば、ご教示ください。	基本的には各センターとの契約により派遣され得る講師候補の発掘を想定しています。第4条(1)④の「契約・派遣手続きへの伴走」については、本調査期間中に各日本センターが発掘した講師候補との契約・招へいを希望する場合には、その手続きに対する支援を行うことを想定しています。件数については未定ですが、自立化に向けたステップとして本業務中に実施すべき件数についての提案があれば、プロポーザルの中で提案ください。
15	11	第4条(1)⑤	第4条(1)⑤の英文契約書ひな形は、各日本センターと日本人講師が直接契約することを想定したものとの理解でよろしいでしょうか。また、各国の法令や講師の所属先の規程等への適合性の確認(リーガルレビュー)は本業務の範囲に含まれず、契約書に含むべき共通項目の整理を主な目的とするとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
16	11	第4条(2)②	第4条(2)②・③で作成する研修委託先・訪問先候補のリストについて、受注者の業務範囲は、③のヒアリングを通じた候補先の協力意向の確認までとの理解でよろしいでしょうか。それとも、候補先情報の収集・整理までとなりますでしょうか。また、リストに掲載する件数の目安があれば、ご教示ください。あわせて、リストに含まれる企業担当者等の個人情報の取扱いについて、貴機構として想定されている方針があれば、ご教示ください。	リスト作成にあたっては、候補先の協力意向の確認までを含む想定です。 リストに掲載する件数の目安としては、既に研修で訪問歴のある先を除いて、40件程度を考えております。 個人情報に該当する情報については、個人情報保護法その他関係法令等に則り、本業務の目的の範囲内で適切に取得・管理いただく想定です。
17	12	⑤試行実施	VJCCのコースを対象に4回の本邦研修実施を行うにあたり、適切な業務工程及び要員配置を検討するため、当該4回の対象コース、開催地域(ハノイ、ホーチミン、ハイフォン等)、対象期、想定参加人数及び本邦研修の予定実施時期をご教示ください。 また、各回の実施時期及び研修実施地域について、受託者がVJCC及びJICAと協議のうえ提案・調整する余地があるかについてもご教示ください。	対象コースはVJCC経営塾を想定しています。対象コースの開催地域は、現在のところ、ハノイ(2回)、ホーチミン(1回)、ハイフォン(1回)を想定しています。対象時期は4月に2回、7-8月に2回実施予定ですが詳細は未定です。参加人数は各回30名程度を想定しています。詳細は実施前にVJCC及びJICAとの打ち合わせにて確定予定です。 また、本邦研修の実施時期や日本国内の研修地域については、受注者から提案いただくことは可能ですが、最終的にはVJCC及びJICAにて決定します。

18	12	⑤試行実施	VJCC経営塾のビジネスコース及び本邦研修における既存の運営支援コンサルタント業務との関係を整理するため、本調査の試行対象となる4回の本邦研修について、既存又は後続の運営支援コンサルタント契約における研修企画、講師・コースリーダー選定、企業訪問先の確保、交流会開催及び国内運営支援業務と本調査業務受託者業務の区分関係をご教示ください。 また、既に実施済みの企画・調整業務がある場合、本調査受託者への情報提供・引継ぎの範囲及び方法をご教示ください。	試行対象となる4件については、本調査受注者以外の運営支援コンサルタントは関与しません。したがって本調査受注者に対しては、VJCCと協力し、ノウハウの移転を行いつつ、本邦研修にかかる全ての業務を回して頂くことを期待します。なお、経営塾コース全体の自立化に向けてVJCCのオーナーシップ確保のため、コースリーダー、講師、訪問先についてはVJCCの意向を含めJICA・VJCCと調整することとなります。
19	12	第4条(2)④	本邦研修実施マニュアルの作成言語は英語との理解でよろしいでしょうか。日本語版の作成も必要な場合は、その旨ご教示ください。また、各国の現地語への翻訳は本業務の範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	本邦研修実施マニュアルは、日本語及び英語での作成を想定しています。なお、現地語への翻訳は本業務の範囲には含まれていません。
20	12	特記仕様書案第4条(2)⑤について、VJCC既存プロジェクトとの役割分担	現在実施中の「ベトナム日本人材開発インスティチュート(VJCC)・ビジネス人材育成、拠点機能強化プロジェクトフェーズ2」に係る専門家公募情報では、2027年1月以降のVJCCによるビジネスコース・経営塾講師との契約交渉支援及び本邦研修の実施支援が業務内容として記載されています。 これらの活動と本調査の業務内容には一部重複が見られますが、両者の役割分担について現時点での想定をご教示ください。特に、VJCCにおける講師契約及び本邦研修の実施に関して、既存プロジェクトが担う実務支援と、本調査が担う試行実施・標準化の範囲について確認させてください。	既存プロジェクトと本調査は、相互に連携しつつ役割を分担して実施することを想定しています。 既存プロジェクトでは、VJCCが主体となって講師契約や本邦研修を実施できるよう、専門家が実務面での支援・助言を行います。 一方、本調査では、対象となる日本センターにおいて講師契約や本邦研修に係る仕組みを試行し、その結果を踏まえて、他の日本センターにも活用可能な手順やひな形等として標準化することを想定しています。具体的な役割分担は関係者間で調整し、業務の重複が生じないよう実施します。
21	12	第4条(2)⑤	第4条(2)⑤の本邦研修の試行実施について、受注者の業務範囲(研修計画の策定、受入先の調整、研修中の引率・通訳手配等)と、研修実施の主体(受注者・VJCC・貴機構国内機関等の役割分担)について、ご想定をご教示ください。また、定額計上されている直接経費(1回あたり1,653,250円×4回、計6,613,000円)には、例年来日中に実施されているビジネス交流会の経費(会場・機材借上、通訳・翻訳手配、運営等)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。含まれない場合、同交流会の扱い(本業務の対象外とするか等)についてご教示ください。	本邦研修における関係者間の業務分担については、原則として「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載のとおりです。交流会の経費については、定額計上に含まれるものとご理解ください。
22	12	第4条(2)⑤	4回の本邦研修それぞれについて、研修員の人数および日本国内での主な訪問地域は、既に決まっていますか。決まっている場合は、ご教示ください。	研修員数は各回30名程度を想定しています。また、日本国内の主な訪問地域としては、東京2回、関西1回、中部1回を想定しています。訪問地域は今後詳細を詰めていきますが、ビジネスマッチングを開催するため都市部にて実施したいと考えています。
23	16	4. 見積書作成に係る留意事項	本事業は国内業務ですが、現地の日本センターとの業務推進のため現地補助員配置に係る経費は、本見積、別見積もりのいずれにおいても、計上が認められる費目でしょうか。	本業務は国内業務として実施することを前提としており、各日本センターとの連絡・調整については、主として各センターに派遣されているJICA専門家を通じて実施することを想定しています。このため、現地補助員の配置に係る経費の計上は想定していません。

24	18	本邦研修にかかる経費について	研修1回あたり160万の記載があり、直接経費(謝金、実施諸費、同行者等の旅費)とありますが、渡航にかかる飛行機、国内移動費、宿泊代、などの費用は見積額に含めるのでしょうか。	研修員渡航にかかる航空賃、国内移動費、宿泊料は本件調査対象外であるため、見積もりに計上頂く必要はありません。
25	18	本邦研修にかかる経費について	本邦研修にかかる業務、ビザ取得や航空券手配、国内の移動手配についても本業務に含まれるのでしょうか	研修における関係者間の業務分担については、原則として「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載のとおりとなります。研修員に係るビザ取得や航空券手配、国内の移動手配については本業務に含まれません。
26	18	4. 見積書作成にかかる留意事項(5)定額計上について	「本邦研修にかかる経費」の「直接経費(謝金、実施諸費、同行者等旅費)」のうち、「実施諸費」にはどのような経費が含まれることを想定されているでしょうか。 また、対象となる本邦研修の試行は、何名の参加者、何日間の研修を想定されているのでしょうか。	実施諸費としては、翻訳料、会場借上費、参考資料等作成・購入費、機材借料損料(パナガイド等を想定)及び消耗品等購入費を含むことを想定しています。ここに含まれないもので必要とお考えのものがあれば追加をご提案下さい。なお、本邦研修は1回当たり30名程度の参加、10日前後を想定しています。
27	18	(5)定額計上について	第3章4(5)の定額計上において、本邦研修の実施体制及び費用積算を適切に検討するため、当該定額経費に含まれる謝金、実施諸費、同行者等旅費の具体的な対象範囲と、以下の経費についての負担主体をご教示ください。 ① コースリーダー、通訳及び現場運営担当者の謝金・旅費・宿泊費 ② 研修参加者の国内移動、貸切バス、宿泊及び食費 ③ 企業訪問、研修会場、ビジネス交流会等の実施経費 ④ 国内研修委託先・訪問先企業の事前調整及び手配に要する経費	定額計上経費の対象範囲は以下を想定しています。 謝金:講師謝金、原稿謝金、見学謝金 実施諸費:翻訳料、会場借上費、参考資料等作成・購入費、機材借料損料(パナガイド等を想定)、消耗品等購入費 同行者等旅費:日当、宿泊費、移動費 また、各経費の取扱いは以下のとおりです。 ① 本契約の定額計上に含みます(直接人件費として計上している業務従事者に対する謝金は対象外)。 ② 本契約対象外です。 ③ 本契約の定額計上に含みます。 ④ 事前調整および手配に係る直接経費は定額計上の対象とし、これらの業務に係る人件費は本見積の業務人月に含まれます。
28	18	(5)定額計上について	本調査受託者が担当する業務従事者の直接人件費と上記定額経費との区分、及び交通・宿泊・通訳・現場運営等について専門事業者を活用する場合の契約・経費計上上の取扱いをご教示ください。	本邦研修に係る直接人件費は定額計上経費には含まれず、本見積における業務従事人月に含まれます。 一方、定額計上経費には、同行する業務従事者の交通費、宿泊料及び通訳傭上費、現場運営費等の直接経費が含まれます。 本邦研修に係る業務は、原則として受注者が実施することを想定しています。再委託を提案する場合は、再委託が必要となる理由を明示したうえでご提案ください。

以上